

平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号

第二章 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等
(報告の方法等)

第一条 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令
地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項及び第二項、第二十二条の四第三項及び第四項、第二十二条の五第三項、第二十二条の八第一項、第三十三条並びに第三十二条の二第三項及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第七条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令を次のように定める。

次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等(第四条―第十二条)

第三章 特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等(第十三条―第二十条)

第四章 雜則(第二十条の二―第二十三条)

附則

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」といふ。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第十号から第十六号までに掲げる者をいう。

二 「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第九号までに掲げる者をいう。

三 「特定事業所」とは、令第六条に掲げる事業所をいう。

四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

六 「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

七 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは、非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二十二条に規定する非化石エネルギー源をいう。)を電気により変換することにより削減がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

八 「識別番号」とは、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を一単位ごとに識別するために付された文字及び数字をいう。

第二条 刪除
(算定排出量算定期間)

第三条 法第二十六条第一項の主務省令で定める期間(以下「算定排出量算定期間」という。)は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質について、当該各号に定める期間とする。

一二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素 四月一日から翌年三月三十一日まで

二 令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン(以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。)、令第二条各号に掲げるバーフルオロカーボン(以下単に「バーフルオロカーボン」という。)、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素 一月一日から十二月三十一日まで

第四条 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行わなければならないときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項については当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者)いずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)及び代表者の氏名

二 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数

三 特定事業所排出者において行われる事業

四 直近の算定排出量算定期間ににおけるエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

五 直近の算定排出量算定期間ににおける二酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

六 直近の算定排出量算定期間ににおけるメタンの温室効果ガス算定排出量

七 直近の算定排出量算定期間ににおける二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

八 直近の算定排出量算定期間ににおけるハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

九 直近の算定排出量算定期間ににおけるバーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

十 直近の算定排出量算定期間ににおける六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

十一 直近の算定排出量算定期間ににおける三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量

十二 直近の算定排出量算定期間ににおける調整後温室効果ガス算定排出量

十三 国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、海外認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量

特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第三号から第十号までに掲げる事項については

は、それぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。)とする。

一 特定事業所の名称及び所在地
二 特定事業所において行われる事業
三 直近の算定排出量算定期間ににおける特定事業所のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

四 直近の算定排出量算定期間ににおける特定事業所の二酸化炭素(前号に掲げるものを除く。)の温室効果ガス算定排出量

五 直近の算定排出量算定期間ににおける特定事業所のメタンの温室効果ガス算定排出量

直近の算定排出量算定期間ににおける特定事業所の二酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

- 七 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス
算定排出量の合計量
- 八 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
の合計量
- 九 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
十 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量
十一 特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設
置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の
報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）
は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産
業省令・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定
されるエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二
項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行
うものとする。
- 五 第二項第四号及び第三項第三号に掲げる事項の報告は、算定省令別表第一の二九の項から三五
の項までの第二欄に掲げる燃料ごとに特定事業所排出者において行われた当該燃料の使用に伴つ
て発生する二酸化炭素の量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た
量及び当該特定事業所排出者において行われた令第七条第一項第一号イに規定する方法により算
定されるエネルギーの使用に伴つて発生する当該物質の量（算定省令別表第一の二九の項から三
五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴つて発生する当該物質の量を除く。）に一を乗じて
得た量のそれぞれについて行うものとする。
- 六 第二項第五号及び第三項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた廢
棄物の焼却（熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第
九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。）を行つものに限る。以下この項において同じ。）
を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令別表第七の中欄に掲げる当該物質
の排出を伴う事業活動（廃棄物の焼却を除く。）の区分に応じ同表の下欄に掲げる量（廃棄物の
焼却に伴つて発生する当該物質の量を除く。）を合算する方法により算定される当該物質の排出
量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。
- 七 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該報告が法第二十七条第
一項の請求に係るものであることを有無及び法第三十二条第一項の規定による提供の有無を明ら
かにして行うものとする。
- 八 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該特
定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対しても行わなければならない。
- 九 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。
- 四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海
外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用さ
れた他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該
電気を供給する電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に
規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この項及び第
二十一条の二第一項において同じ。）のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事
業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に定める熱の量に同号
に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間に於いて事業活動に伴い使用された他
人から供給された同項第二号に定める熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数の
うち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三
項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。）のものを乗じて得られ
る量を合算して得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合

- 利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業
省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。）
の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他
人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者（電気事業法第二十七条
の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う小売
供給の用に供する電気として供給されたものの量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数
のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量そ
の他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せ
て行うものとする。
- 二 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知す
るものとする。
- 第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出
者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大
臣に対する説明と併せて行うものとする。
- 一 令第七条第一項第一号イ（2）及び別表第七から別表第十三までの下欄に定める算定方法又
は係数と異なる算定方法又は係数
- 二 算定省令第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第八条の二までに定める算定方
法又は係数と異なる算定方法又は係数
- 三 算定省令第二条第三項、第五項及び第六項第二号に定める係数
- 第五条の二 法第二十六条第二項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する
事業所において排出する温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）
- 一 エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
イ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
- 二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガスの機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
イ エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素を除く。ロにおいて同じ。）
- 三 エネルギーの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、令別表第七から別表第十三までに掲げる事業
活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- 四 運営化事業者と加盟店との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行
動規範若しくはマニュアルに前項各号に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守す
るよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。（権利利益の保護に係る請求の方法）
- 第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第
一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければ
ならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行
わなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに掲げる量は調整後温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は特定事業所排出者による特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の規定による請求は、当該請求に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

三 第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。

（権利利益の保護請求に係る温室効果ガス算定排出量の合計量）

第七条 法第二十七条の主務省令で定める合計した量は、次のとおりとする。

一 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定に基づき報告される事項にあっては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所排出者に係る事業ごとに合計した量

二 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定に基づき報告される事項にあっては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所ごとに合計した量

三 前項第一号に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十八条第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第二項第四号から第十一号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項及び第四項に規定する場合は、この限りでない。

四 前項に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該量を合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

五 第一項第二号に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十八条第一項の規定による特定事業所排出者の特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことができるものとするところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

六 第一項第二号に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十八条第一項の規定による特定事業所排出者の特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第三項第三号から第十号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項及び第七項に規定する場合は、この限りでない。

七 前項に定めるところにより得られる合計した量をもつて法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、第五項に定めることにより得られる合計した量のうち、通知されることにより得られる合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

八 法第二十八条第二項第二号に掲げるところにより行う同条第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量及び前項に定めるところにより得られる合計した量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもつて行うものとする。

（特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法）

第八条 法第二十八条第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量は、第四条第二項第四号から第十一号までに掲げる量については企業その他の事業者（国及び地

方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、同条第三項第三号から第十号までに掲げる量については都道府県ごとに集計することによって行うものとする。
(集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第九条 法第二十八条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定事業所排出者に係るものが通知されることにより、法第二十七条第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十八条第四項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を前条に規定する集計の項目ごとに合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるところにより得られる合計した量が通知されることにより、法第二十七条第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十八条第三項の四項ただし書の規定による通知は、前項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されたことにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものと併せて行うものとする。

3 前項に規定する集計の項目ごとに合計した量をもつて行うものとする。

（環境大臣及び経済産業大臣による集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知の求め）

第十一条 法第二十八条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものについての法第二十九条第一項の規定による通知の求めは、法第二十八条第四項の規定による通知が行われなかつた当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を、第八条に規定する集計の項目ごとに合計した量について行うものとする。

（特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量の集計の方法）

第十一条 法第二十八条第三項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二条による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第十二条 特定事業所排出者が行う法第三十二条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二条による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する主務大臣

第十四条主たる事工ネルギーの使用の合理化及び非化石工ネルギーへの転換等に関する法律第百三十項及業を所管十五条第一項又は第百十九条第一項に規定する主務大臣
び第十五する大臣

第二十一条及び第二十二条 削除

(道二 信服山里組城二二二の日 信奉の旨三二
多乃で第二二多 肖附

第二十二条の二 この命令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によ

十二条の五までにおいて「報告等」という。)とする

第二十二条の三 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、様式第四によ
る電子情報処理組織使用届出書を特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所

う。)にあらかじめ届け出なければならない。
所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をし

第一項の届出をした特定排出者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を所轄地方環境事務所長

所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することがで

第二十二条の四 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、当該報告等を（報告等の入力事項等）

書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときは記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定排出者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を

当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。
（報告等において、名称を明らかにする措置）

号に規定する署名等をいう。)に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第一二十二条の三第二項の規定により付与される識別符符号及び暗証

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

(エネルギー)の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)
第二十二条の六 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギー
への転換等に関する法律第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用
する場合を含む。)、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用す
る場合を含む。)、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第一百七条第一
項(同法第一百四十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第一百十五条第一

項目（同法第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百十九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百三十一項（同法第二百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二百三十六条第一項（同法第二百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用的の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四若しくは様式第四十五又はエネルギーの使用的の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）様式第二十七、様式第二十八若しくは様式第二十九による届出書の提出があつたときは、それぞれ様式第四、様式第五又は様式第六による届出書の提出があつたものとみなす。
2 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用的の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十六条第三項、同法第二百十九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第二百三十六条第一項（同法第二百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者、同法第二百七十七条第二項第一号に規定する管理関係荷客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用的の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則様式第四十三、様式第四十四若しくは様式第四十五又はエネルギーの使用的の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十七、様式第二十八若しくは様式第二十九による届出書の提出があつたものとみなす。ただし、当該者が電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告を行おうとする場合は、この限りでない。（権限の委任）
3 第二十三条 法第二十一条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づく事業所管大臣の権限（国土交通大臣の権限にあつては、令第五条第九号に掲げる者に係るものと除く。）は、次の表の上欄に掲げる事業所管大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第二十七、様式第二十八若しくは様式第二十九による届出書の提出があつたものとみなす。ただし、当該者が電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告を行おうとする場合は、この限りでない。
4 財務大臣の特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は国税局長 厚生労働大臣の特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長） 支局の管轄区域内にある場合にあつては、北海道農政事務所長 農林水産大臣の特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長 経済産業大臣の特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長 国土交通大臣の特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第二百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第一百二十八号に掲げる事務並びに同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長

環境大臣の特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長	権限
第一条 この命令は、平成十八年四月一日から施行する。 (施行期日)	附則 抄 (経過措置)

第二条 令第五条第九号から第十一号までに掲げる者であつて特定事業所排出者であるものが平成十九年度に行う法第二十二条の二第一項の規定による報告に係る第四条第二項第九号から第十一号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは「直近の算定排出量算定期間又は平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日まで」とする。

第三条 令第五条第三号に掲げる者が平成十九年度に行う法第二十二条の二第一項の規定による報告に係る第十三条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「毎年一度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあつては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日」とあり、及び第十五条第一項中「毎年度六月末日」とあるのは、「平成十九年九月末日」とする。

附則（平成一九年四月二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）
この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成二一年六月二三日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）
(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定（「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める部分に限る。）及び様式第二の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（次項及び第四項において「新報告命令」という。）の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。

3 平成二十二年度における新報告命令第四条第一項及び第六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。

4 平成二十二年度における令第一条各号に掲げるハイドロフルオカーボン、令第二条各号に掲げるバーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号から第十号まで及び同条第三項第七号から第九号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日まで」とする。

附則（平成二五年一二月二七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）
この命令は、エネルギーの使用的の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）
この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第一第五表の三の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年五月二二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）
この命令は、公布の日から施行する。

<p>（経過措置）</p> <p>2 この命令による改正前の規定は、令和四年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「新報告命令」とい う。）の規定は、平成二十七年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室 までの規定は、平成二十八年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室 効果ガス排出量について適用し、平成二十七年度において報告すべき温室効果ガス算定排出量及 び調整後温室効果ガス排出量については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成二十八年度における地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十 三条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第二条各号に掲げるパーカーフルオロカ ーボン及び三ふつ化窒素の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号、第九号及び第十一号並び に同条第三項第七号、第八号及び第十号の規定の適用については、これらの規定中「直近の算定 排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十七年四月一日から平成 二十八年三月三十一日まで」とする。</p> <p>附 則（平成二八年三月二九日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）</p> <p>この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二八年五月二七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号）</p> <p>この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二九年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）</p> <p>この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三〇年一月三〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）</p> <p>この命令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成 三十年十二月一日）から施行する。</p> <p>附 則（令和元年一〇月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第三号）</p> <p>この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運 営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の 一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p> <p>附 則（令和二年六月五日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）</p> <p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>第一条 この命令は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい う。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用 することができる。</p> <p>附 則（令和四年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚 生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定は、 令和四年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量につ いて適用する。</p> <p>第三条 この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の温室効果ガス算定排出量等の報 告等に関する命令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類 は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用 することができる。</p> <p>附 則（令和四年八月五日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生 労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）</p> <p>この命令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和五年三月三一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚 生労働省・農林水産省・絏済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）</p> <p>この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に 関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則（令和五年一二月一二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・ 厚生労働省・農林水産省・絏済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この命令による改正後の規定は、令和六年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十 六条第一項の規定による報告について適用する。</p> <p>3 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下この項において「報告命令」という。） 第四条第二項第四号から第十二号まで及び第三項第三号から第十号までに掲げる事項について は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日前に報告命令第 三条各号に規定する算定排出量算定期間が開始した場合であつて、やむを得ない理由がある場合 には、概算で報告することができる。</p>
---	---

（施行期日）

第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支部部長) 段

報告者 (ふりがな)
氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第26条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード							
特定事業者番号、特定連携化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号							
(ふりがな) 特定排出者の名称 (前回の報告における名称)							
平一都道府県市区町村 (ふりがな) 所在地							
商標又は商号等							
特定排出者の主たる事業		事業コード					
特定排出者の主たる事業を所管する大臣							
特定排出者において常時使用される従業員の数							
温室効果ガス算定排出量及び削減後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別紙のとおり						
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	2. 無	2. 無		
担当者 (問合せ先) 部署 (ふりがな) 氏名 電話番号							
※受理年月日 年 月 日	※処理年月日 年 月 日						

備考 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。

2 特定排出者コードの欄には、関東大区及び群馬県を除くところにより、特定排出者ごとに付された

- 番号を記載すること。
 3 特定連携化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合は記載すること。
 4 前回の報告における名称の欄に、変更された場合のみ記載すること。
 5 特定排出者が連携化事業者に該当する場合にあっては、品目又は商号等の欄に当該連携化事業に係る特定の番号、商号その他の表示について記載すること。
 6 特定の事業者に係る場合は、日本標準産業分類の分類の欄に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行なう特定排出者については、そのうちの主たる事業を記載すること。
 7 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した月)における人数を記載すること。
 8 割引率の欄に記載する請求の有無の欄は、本報告書第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
 9 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 10 ※の欄には、記載しないこと。
 11 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

提出年度： 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量							
		①エネルギー起源 CO ₂ (②を除く)	②廃棄物の原燃料 使用に伴うエネ ルギー起源CO ₂ (③を除く)	③非エネルギー起 源CO ₂ (④を除く)	④廃棄物の原燃料 使用に伴うエネ ルギー起源CO ₂	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
-	特定排出者全体	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
1	事業の名称 当該事業を 所管する大臣	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
2	事業の名称 当該事業を 所管する大臣	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
3	事業の名称 当該事業を 所管する大臣	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂	⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC

参考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2 番号1から3までの間に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行ふこと。

3 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

① エネルギーの使用に伴て発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）

② 非エネルギーの使用に伴て発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴て発生するものの量

③ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（④、⑤及び⑥を除く。）

④ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）

⑤ メタノの温室効果ガス算定排出量

⑥ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑦ ハイドロカルボンの温室効果ガス算定排出量

⑧ ハーフオオカーボンの温室効果ガス算定排出量

⑨ 六つん化硫黄の温室効果ガス算定排出量

⑩ 三つん化窒素の温室効果ガス算定排出量

⑪ エネルギーの使用に伴て発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等分前）

4 ⑨の欄には、次に掲げる量を記載すること。（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

(1) 燃料の使用に伴て発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の原燃料使用に伴て発生するもの除外。）

(2) 他人から供給された熱の使用に伴て発生する二酸化炭素の排出量

(3) 他人から供給された水の使用に伴て発生する二酸化炭素の排出量

5 ⑩の欄に、都内ガスの使用に伴て発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2に必要事項を記載すること。(1)の欄に、備考の(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の3及び第3表の4に必要事項を記載すること。(1)の欄に、備考の(4)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の5及び第3表の6に必要事項を記載すること。

6 ⑪の欄には、次に掲げる量を記載すること。（他人への熱の供給に係るもの除外。）の合計量を記載すること。

(1) 廃棄物の原燃料としての使用

(2) 廃棄物を原燃料とする燃料の使用

7 ⑫の欄には、原対象の焼却（焼却炉に発生する熱を回収するものに限る。）に伴て発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

8 ⑬及び⑭の欄には、地熱賦源に対する利用に関する法律施行令（平成11年政令第145号）に定める温室効果ガスであるハイドロカルボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びハーフオオカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。

9 ⑮の欄には、本法に係る特定排出者、電気事業の供給する発電所又は熱供給事業の川に供する熱供給設備を設置している場合に記載すること。

10 ⑯の欄には、燃料の使用に伴て発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るもの除外。）

11 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び二酸化炭素への転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴て発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったのみで記載される場合は、⑪、⑫及び⑭の欄には記載する必要はないこと。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

参考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		
t-CO ₂ /t m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-O ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-O ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の5 エネルギーの利用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容に記載すること。

2 他の方法に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の3及び第3表の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の5及び第3表の6に記載すること。

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石資源二酸化炭素削減量

種 別	合 計 量
1.	t-O ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石資源二酸化炭素削減量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第5表の2及び第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第5表の5に、本欄に記載した非化石資源二酸化炭素削減量に係る情報を記載すること。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
クレジット特定番号等		
~	t-CO ₂	
合 計 量		t-M ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた算定期間と認証排出削減量の算定期間が同一となる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットプロックのコニット番号等の欄には、「~」でつづくことにより記載すること。
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出削減物無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他のふら供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、毎月のグリーンエネルギー証書の発行に伴い、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、毎月のグリーンエネルギー証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。

第5表の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		
	t-CO ₂	
	t-M ₂	
	t-CO ₂	
	t-CO ₂	
合 計 量		t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 認別番号の欄では、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロックのコニット開始番号、クレジットプロック終了番号、クレジットプロック発行年月日及び株式譲換年月日）を記載すること。
 4 無効化量の欄では、排出監視物無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 量	電気事業者から 小売供給された 電気の使用に伴 って発生する二 酸化炭素の排出 量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数又は補正量の欄には、毎年実績省及び資源省が公表する値を記載すること。
 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るもの量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第六表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号(指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業	
				事業コード	事業の名称
1 (第 種)			〒		
2 (第 種)			〒		
3 (第 種)			〒		
4 (第 種)			〒		
5 (第 種)			〒		
6 (第 種)			〒		
7 (第 種)			〒		
8 (第 種)			〒		
9 (第 種)			〒		
10 (第 種)			〒		

備考 1 本事業所には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。

2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。

3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名前を記載し、二以上の業種に属する事業を行なう事業所においては、そのうちの主たる事業を記載すること。

4 本事業所に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス監定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

提出年度: 年度

(ふりがな) 事業所の名称		事業所番号
(前回の報告における名称)	
(ふりがな) 所在		〒 都道府県 都道府県 市区町村 市区町村
事業所において行われる事業		
特定排出者コード		
都道府県コード 事業コード		
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号		
温室効果ガス監定排出量 別紙第1表とおり		
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するもの□をすること)		
1. 有 その他の権利情報の提供の有無 (該当するもの□をすること) 2. 無 1. 有 2. 無		
担当者部署 (問合せ先)		
氏名 (ふりがな)		
電話番号		

備考 1 本別紙は、第六表に記載する事業所ごとに作成すること。

2 事業所番号の欄には、第六表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。

3 前回の報告における名称の欄に変更された場合は、該欄のみ記載すること。

4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名前を記載し、二以上の業種に属する事業を行なう事業所においては、そのうちの主たる事業を記載すること。

5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれの特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。

6 権利保護に係る請求の有無の欄は、本報告が附則 27 条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」、
「2. 無」とこと。7 その他の権利情報の提供の有無の欄は、法第 32 条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」、
「2. 無」とすること。

事業所番号

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量			
①エネルギー起原CO ₂ (②を除く)	②廃棄物の廃棄物処理に伴うエネルギー起源CO ₂ を除く)	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く)	④廃棄物の廃棄物処理に伴う非エネルギー起源CO ₂
t=CO ₂	t=CO ₂	t=CO ₂	t=CO ₂
⑤OH ₄	⑥NO _x	⑦HFC	⑧PFC
t=CO ₂	t=CO ₂	t=CO ₂	t=CO ₂
⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ (発電所等区分)	
t=CO ₂	t=CO ₂		t=CO ₂

備考 1 ①～⑩欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (②を除く。)
② 廃棄物の廃棄物処理に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の廃棄物処理に伴って発生するものの量

③ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (⑩、⑪及び⑫を除く。)

④ 廃棄物の廃棄物処理に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (②を除く。)

⑤ メタノの温室効果ガス算定排出量

⑥ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

⑦ ハードコア・カーボンの温室効果ガス算定排出量

⑧ 六つ化成炭の温室効果ガス算定排出量

⑨ 三つ化成炭の温室効果ガス算定排出量

⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等区分前)

2 ⑩の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。

(1) 燃料の使用に伴って発生する (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。

(2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

3 ⑪の欄には、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表の1にも必要事項を記載すること。備考の②に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表の2にも必要事項を記載すること。①の欄には、備考の②(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表の3にも必要事項を記載すること。

4 ⑫の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への熱の供給に係るものを除く。) の合計量を記載すること。

(1) 廃棄物の廃棄としての使用

(2) 原要素を原料料とする燃料の使用

5 ⑬の欄には、廃棄物の焼却 (燃焼炉に発生する熱を回収するものに限る。) に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

6 ⑭及び⑮の欄には、地獄暖流対策の推進に関する法律(以下に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びハイドロフルオカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量)、本表に加えて別紙第2表の1に記載する他の物質の温室効果ガス算定排出量及びハイドロフルオカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量を記載すること。

7 ⑯の欄には、本表に加えて別紙第2表の2に記載する他の物質の温室効果ガス算定排出量を記載すること。

8 ⑰の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)。

9 本報告に係る特定事業所にエネルギーの使用的合意書及び準化石エネルギーの転換等に対する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑩の欄に記載する必要はないこと。

事業所番号

別紙第2表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t=CO ₂ /千t ³	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第2表の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t=CO ₂ /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第2表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
t=CO ₂ /GJ	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた温室効果ガス算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の3に記載すること。

様式第1の2（第六条及び第一五条関係）（平19内閣府省令外科厚生省水産省農林省文部省外務省法務省環境省防衛省令1・平18内閣府省令外科厚生省水産省農林省文部省外務省法務省環境省防衛省令1・令元内閣府省令外科厚生省水産省農林省文部省外務省法務省環境省防衛省令3・令3内閣府省令外科厚生省水産省農林省文部省外務省法務省環境省防衛省令1・一部改正）

※受理日	年月日
※整理番号	
※結果	
※決定通知日	年月日

権利利益の保護に係る請求書

年月日

事業所管大臣（地方支分部局長）殿

請求者

(ふりがな) 住 所

(ふりがな) 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定期出量に代えて、同法第27条第1項で定めるところにより合計した量をもって同法第26条第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされるごとににより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定期出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第12号に掲げる事項	
(温室効果ガスの名称)	t-CO ₂
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

- 2 本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。
- 3 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
- 4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (第11条及び第19条関係)
温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

提供者 住^(姓氏) 幸^{氏名}
法人又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。
2. この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

該当するいずれかの番号を記載

--

特定排出者コード

--

事業所番号

--

エネルギー管理指定工場等番号

--

事業所の名称

--

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

.....
.....
.....
.....

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

.....
.....
.....
.....

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

① 省エネルギーの取組状況
.....
.....
.....

詳細URL

--

② 再生可能エネルギーの使用状況

.....
.....
.....

詳細URL

--

③ エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）

.....
.....
.....

詳細URL

--

④ その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

詳細URL

--

4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

詳細URL

--

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量 tCO₂

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

詳細URL

--

(2) 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

--

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

--

(4) 自らの温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

--

6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報

(1) 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

.....
.....
.....
.....

詳細URL

.....

(2) 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

.....
.....
.....
.....

詳細URL

.....

7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

(1) 気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標 1	目標年又は年度 基準年又は年度	年又は年度 年又は年度
目標詳細（目標の対象、目標値等）		
目標に対する進捗状況		

詳細URL

.....

(2) 気候変動関連の計画に関する情報

.....
.....
.....
.....

詳細URL

.....

(3) 気候変動関連の情報開示に関する情報

(1) TCFD提言への賛同

 賛同している

(2) 具体的な情報開示の取組状況

.....
.....
.....
.....

詳細URL

.....

8. その他の情報

担当者（開セセ先）

部 著	
ふりがな	
氏 名	
電話番号	

※受理年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日
--------	-------	--------	-------

- 備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定排出者ごと又は事業所ごとに1部成し、特定排出者によるものは当該特定排出者として行う報告を添えて、事業所によるものは該事業所にて添えて、提出すること。
- 2 提供された情報は、当該事業所にて販売されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 全ての欄に記載する必要はないこと。
- 4 各欄への記載について、環境報告書・統合報告書やホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照を記載すること代替替ることができる。
- 5 特定排出者登録情報欄には、環境大臣及び特許審査業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付与された番号を記載すること。
- 6 事業所に係る情報を提供する場合は、事業所番号の欄に、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。ただし、様式第1を提出しない場合は、この限りでない。
- 7 事業所に係る情報を提供する場合は、エネルギー管理指定工事番号の欄に、別途経済産業大臣より指定された番号を記載すること。ただし、経済産業大臣による指定が行われていない場合は、この限りでない。
- 8 溫室効果ガス排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室内効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の状況その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 9 溫室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室内効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量)その他の増減の状況を記載する。事業所において記載する温室内効果ガスの排出量(以下「温室内効果ガスの量」といいます)を、その算定又は算定基準面積その他の当該排出量の増減の状況を持たず除した値をいう。)の増減の状況のほか、増減の状況のほか、増減の状況について記載することができます。
- 10 温室効果ガスの排出量の削減に関する措置に関する情報の欄には、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの使用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した措置について、削減効果と併せて記載することができる。

- 11 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室内効果ガス算定排出量、温室内効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室内効果ガス算定排出量及び温室内効果ガスの排出量の欄で記載した温室内効果ガス算定排出量及び温室内効果ガスの排出量の削減に関する措置に関する情報の欄に、温室内効果ガスの算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的な方法について記載することができる。また、政省令で定める算定方法(排出係数を用いた算定方法(実測、モルタル計算等)・排出系統を用いて算定)算定した場合、排出量の算定方法(実測、モルタル計算等)の欄に記載する。

- 12 温室効果ガス算定排出量及び算定後結果効率ガス排出量以外の温室内効果ガスの排出量に関する情報の欄には、サブライチーン排出量(Scope1排出量(事業者自らが直接的に排出する温室内効果ガスの量)、Scope2排出量(使者から供給された電気又は熱の使用によって間接的に排出する温室内効果ガスの量)及びScope3排出量(企業活動以外で事業者が間接的に排出する温室内効果ガスの量)の合計量をい)の算定・削減・取組、企業グループ全員の温室内効果ガスの排出量について記載することができる。企業グループ全員の温室内効果ガスの排出量に関しては、算定対象として企業グループの取組等についても併せて記載することができる。

- 13 他の者の温室内効果ガス排出量の削減に対する貢献の算定及び削減貢献量に関する情報の欄には、他の者の温室内効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記載する。これが算定された削減貢献量について、削減貢献量の算定方法の算定方法について記載することができる。

- 14 温室効果ガスの排出量の削減に関する情報の欄には、国内温室内効果ガスの排出量及び海外温室内効果ガスの排出量として定められたクレジット以外のクレジットの取扱・活用に関する状況の欄には、国内温室内効果ガスの排出量及び海外温室内効果ガスの排出量として定められたクレジット以外のクレジットの取扱・活用について記載することができる。

- 15 自らの温室内効果ガス吸収量の貢献及び吸収量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等に対する自らの確認は第三者による確認若しくは保証がある無について、また、それらがある場合は、確認又は証明若しくは保証の対象や実施された手続等その具体的な内容についても記載することができる。

- 16 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報の欄には、温室内効果ガスの排出量等に對する自らの確認は第三者による確認若しくは保証がある無について、また、それらがある場合は、確認又は証明若しくは保証の対象や実施された手續等その具体的な内容について記載することができる。

- 17 気候変動問題に関する情報の欄には、温室内効果ガスの排出量・削減目標等の気候変動問題に関する情報の欄には、温室内効果ガスの排出量・削減目標等の気候変動問題に関する情報の欄には、温室内効果ガスの排出量の削減目標を設定し、設定を取得する国際的なニンシアティヴの設定取得状況、IRE100(企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由來の電力で賄うことを目指す国際的なニンシアティヴ)への参加状況等についても記載することができる。

- 18 以下の目標を記載する場合は、記載欄に追加すること。

- 19 気候変動問題に関する情報の欄には、温室内効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する情報の欄には、TCFD從言(TCFD Recommendation of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures)をいう。)への賛同、具体的な情報開示の取組状況について記載することができる。

- 20 他の者の情報の欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室内効果ガスの排出量の削減等に関する情報について記載することができる。

- 21 担当者の欄は、温室内効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載するものはないこと。

- 22 本欄には、記載しないこと。

- 23 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4すること。

様式第4 (第22条の3第1項関係) (平30内閣総理大臣外務省外務課事務課水道施設課次長官命令
1・令改、令元内閣総理大臣外務省外務課事務課水道施設課次長官命令3・令3内閣総理大臣外務
科事務課水道施設課次長官命令1・一部改正)

※受理日	年月日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年月日

(地方環境事務所長) 殿

(経済産業局長)

(ふりがな)

提出者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第36条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者コード	
(ふりがな) 特定排出者の名称	
(ふりがな) 所在 在 地	〒
担当者	部 署
	(ふりがな) 氏 名
	電話 番 号
	メールアドレス

備考 1 ※の欄には、記入しないこと。

2 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。

3 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5 (第22条の3第3項関係) (平30内閣総理大臣外務省外務課事務課水道施設課次長官命令
1・令改、令元内閣総理大臣外務省外務課事務課水道施設課次長官命令3・令3内閣総理大臣外務
科事務課水道施設課次長官命令1・一部改正)

※受理日	年月日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年月日

(地方環境事務所長) 殿

(経済産業局長)

(ふりがな)

提出者 住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第36条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者コード	
(ふりがな) 特定排出者の名称	
(ふりがな) 所在 在 地	〒
担当者	部 署
	(ふりがな) 氏 名
	電話 番 号
	メールアドレス

備考 1 ※の欄には、記入しないこと。

2 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環

- 境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
 3 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第22条の3第3項関係）（平成内閣総理大臣が別文書等による水道施設交換省令
 1・改正、令元内閣総理大臣が別文書等による水道施設交換省防衛省令3・令3内閣総理大臣が別文書等による水道施設交換省防衛省令1一部改正）

※受理日	年	月	日
※整理番号			

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(地方環境事務所長) 略
 (経済産業局長)

(ふりがな)
 提出者 住 所 幹
 (ふりがな)
 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第36条第1項の規定による報告及び第32条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号
 作成担当者連絡先

特定排出者コード							
(ふりがな)							
特定排出者の名称							
(ふりがな)							
所在在地							
担当者	部署						
(ふりがな)							
氏名							
電話番号							
メールアドレス							

備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
 2 空先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
 3 識別符号の欄には、第22条の3第2項に基づき、地方環境事務所長及び経済産業局長が付した識別符号を記載すること。

-
- 4 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めることにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 5 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
-